

(整理番号 338)

大阪地方最低賃金審議会

令和3年度第4回大阪府塗料製造業最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和3年9月27日 (月)
午前10時から午後0時10分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B

3 出席者

公 益を代表する委員	3 名
労働者を代表する委員	3 名
使用者を代表する委員	3 名

4 議 事

大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について

5 議事要旨

大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について審議が行われたが、労使の主張の隔たりが埋まらず、公益一任となった。部会長が時間額1,000円、発効日令和3年12月1日と公益委員見解を示したところ、全会一致の結論となり、大阪労働局長に対し答申が行われた。